

利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

個人番号が第一項第一号に掲げる事項を実現するためには、個人確認の簡易な手段としての個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するに必要であることに鑑み、行政事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。

個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらが行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するための必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。
(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するための必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関する国に、個人番号及び法人番号の利用に関し、国と

の連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前までの個人番号を含む。）とも異なること。

二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五</

る場合には、当該住民票に記載されていた個人番号）を確認すること。

二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて、政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること（これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。）。

前条第一項の申請（同条第四項の申出をした者に係るものを除く。）が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めることにより、交付市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置をとることができる。

前条第三項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から機関に対しその旨の通知があつたものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、政令で定めるところにより、機関が、その者に対し、当該個人番号カードを送付することにより行う。

前条第四項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、政令で定めるところにより行う。この場合において、当該交付市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に對しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって同号に掲げる措置をとるものとする。

第二項又は前項の規定により交付市町村長に代わって第一項第二号に掲げる措置をとった市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出又は国外転出届をする場合には、これらの届

提出しなければならない。

前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

第六項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第十

一項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

二 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

三 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を交付市町村長（第十七条第二項又は第四項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあつては、当該市町村長）に委託することができる。

四 第四章 特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供の制限）

（特定個人情報の提供の制限等）

（特定個人情報の提供の制限）

令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務を処理するためには必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報で当該事務をあつて当該事務に記録されたものに限る。この提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十二 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第四項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するためには必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十三 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十四 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供すると同様に、その他の裁判所における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五条）第一条の規定により行う審査若しくは国税通則法第二条第一号に規定する国税を調査、訴訟手続その他の裁判所における法律の規定によつて、当該提供の求めについて第二十

り国税又は地方税若しくは森林環境税に関する特定個人情報を提供する場合において、「各議院審査等」という。が行われるとき、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十七 その他これらに準ずるものとして個人情報を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第十二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条 内閣総理大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

第二十二条 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつたときは、当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して利用特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

（情報提供用個人識別符号の取得）

第二十三条の二 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号を内閣総理大臣から取得することができる。

第二十四条 第二十三条の二の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号（当該取得に際し割り当てられた番号）であつて、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ことに異なるものとなるよう割り当てられることによつて、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとしてデ

ジタル庁令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、機構（第九条第三項の法務大臣である情報提供者にあつては、当該個人の本籍地の市町村長及び機関を通じて内閣総理大臣に対して通知し、及び内閣総理大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。

第二十五条 情報照会者等、内閣総理大臣、機関及び前項の市町村長は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行ふ目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

第二十六条 前項に規定する者は、同項に規定する目的以外の目的のために取得番号を自ら利用してはならない。

第二十七条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第二十八条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第二十九条 第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第二十二条の二第八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

第三十条 第十九条（第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「第三十五条第一項」とあるのは、「第二十二条の二第八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

第三十一条 第十九条（第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

第三十二条 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「同項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

第三十三条 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「第二十二条の二第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第二十二条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

（利用特定個人情報の提供）

第三十四条 情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十

十 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第七十二条の五十八、第三百七十七条、第三百二十五条又は第七百三十九条の第五第七項の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定によつて、当該提供の求めについて第二十

十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十三 他の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして個人情報を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

十五 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院若しくは各議院の委員会若しくは

國税（昭和二十二年法律第二百二十五条）第一項の規定により行う審査若しくは

調査、訴訟手続その他の裁判所における

法律の規定により行う審査若しくは

調査、訴訟手続

一条第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報の提供を提供しなければならない。前項の規定による利用特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時

三 利用特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項

五 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該利用特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワーカシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

六 個人情報保護法第七十八条第一項（個人情報保護法第二百二十五条第二項の規定によりみなしして適用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

七 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のため、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者は又は従事していた者は、その業務に関する限り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第十九条第九号の規定により提供することができる利用特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る利用特定個人情報が当該限定された利用特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同二十四条中「情報提供等事務（第十九条第八号）とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第九号）と、「情報提供等事務」としての事務」とある。

二 第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対する指針

三 行政機関の長等における過去の個人情報

四 アイルの取扱いの状況

五 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

六 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のため、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二十七条 委員会は、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価による検査を受けるものとする。

(特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の発生の)

又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のため、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に從事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報

四 アイルの取扱いの状況

五 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

六 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

(研修の実施)

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(委員会による検査等)

第二十九条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機関は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

（情報提供等の記録についての特例）															
第三十一条	行政機関等（みなし独立行政法人等を含む。）が保有し、又は保有しようとする第三十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報を閲覧しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十七条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定（みなし独立行政法	第三十五 条第三項 二号	第三項第 十八条	第二十七 条第一項又 は第二 十一条	本人	法令（条例を 含む。以下こ の章において 同じ。）に基 づく場合	第三項第 一號	第十八条 条	第十八条 条	前 人との同意を得 ないで、承継	あらかじめ本 人の同意を得 ないで、承継	前 条	定 人情報保 護法の規 定	読み替え られる個 人情報保 護法の規 定	読み替 えられ る字句
														読み替 える字句	読み替 えられ る字句

人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項 第九条 第八項	第三項 第九条 第八項	第一条 第九条 第六項	第二条 第九条 第六項	第三条 第九条 第六項	第四条 第九条 第六項
る定め	いらばけし配慮なれななて供は、自ら用	いらはし提又し利き用、除合く基	場づに法基令	句るら字れえ	替え読み
定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長及び地方公共団体の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる	自ら利用してはならない	利用目的	読み替える字句	

利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第三十一條第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することがで

第六 法令 に	定の護報人の規法保情個
利用目的	

機関の長等」という。)は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報(法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十二条において同じ。)の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(資料の提供)

第四十一条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第七条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号(会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。)その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。(正確性の確保)

第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第八章 雜則

(指定都市の特例)

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定で政令で定めるもの適用については、政令で特別と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定について、政令で特別の定めをることができる。(事務の区分)

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項(附則第三条第四項において準用する場合

を含む。)、第十六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十条の二第二項(情報提供者が第九条第三項の規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。)(権限又は事務の委任)

(戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例)

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(戸籍関係情報作成用情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報(戸籍関係情報除去)をいう。以下この条において同じ。)を保有してはならない。

2 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(指定都市の特例)

2 前項に規定する事務に従事する者は従事していた者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において単に「指定都市」という。)に対するこの法律の規定で政令で定めるもの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

規定による通知を行う場合及び次のと、同条

「第四十五条の二第二項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第十四号)第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

(主務省令)

第四十六条 この法律における主務省令は、デジタル府令・総務省令とする。

(政令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(第九章 罰則)

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは確認する事務に従事する者又は従事していない者は、その業務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

3 第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報等の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したときは、四年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第十五条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第十四号)その他の罰則の適用を妨げない。

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員(領事官であつてこれらの者以外の者を含む。)が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を収集したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(第五十三条)

2 反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二 第四十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報

告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六ヶ月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二 第二十二条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十八条の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三まで及び第五十五条の規定は、日本国外においてこれらとの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条

二 第五十二条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑

第

訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条（第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条、第六章第二節（第五十四条を除く。）、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）に係る部分に限る。）、第六十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。) 及び第二項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)から第四項まで並びに別表第二の規定(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)の条において同じ。)の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)において現に当該市町村の備えある住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する第八条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいづれの市町村においても住民基本台帳に記録されているものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の施行日の以後住民基本台帳に記録されていなかつた者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

4 第七条第三項及び第八条の規定は、前三項の場合について準用する。

附 則 (平成二五年一月四日法律第九
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から
施行する。
(施行期日)
附 則 (平成二五年一月一三日法律第
一〇四号) 抄
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一 附則第八条、第十条、第十三条及び第十七
条の規定 公布の日
附 則 (平成二五年一一月一三日法律第
一〇六号) 抄
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から
施行する。
附 則 (平成二六年三月三一日法律第一
〇号) 抄
(施行期日)
二 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日
イ 略
ロ 第十条中租税特別措置法第九条の八の改
正規定、同法第十条第六項の改正規定、同
法第十条の六第一項の改正規定(「政令で
定める金額」の下に「の百分の九十」を加
える部分に限る)、同法第十三条第一項の
改正規定(「平成二十六年三月三十一日」
を「平成二十八年三月三十一日」に改める
部分を除く)、同法第二十六条第二項に一
号を加える改正規定、同法第三十七条の十
四の改正規定(同条第一項に係る部分、同
条第四項に係る部分(「第十五項」を「第
二十五項」に改める部分を除く)、同条第
五項第二号中「設けられるものをいう」の
下に「。(以下この条において同じ)」を加え
る部分、同項第三号に係る部分、同条第六
項に係る部分及び同条第十二項に係る部分
を除く)、同法第三十九条の改正規定、同
法第四十二条の二の二第一項の改正規定、
同条第二項の改正規定(「第三十七条の十
四第十五項」を「第三十七条の十四第二十

五項」に改める部分に限る。」、同条第三項の改正規定（第三十七条の十四第十五項を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七条の十四第二十七項

二 第二条並びに附則第三条 第七条から第十二条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日
(政令への委任) 第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

二、第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の文正規定、同法第二条第五項、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定による

の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月

(書類の適用に關する附則)

第七十一条 この法律(附則第一條各号)に掲げる規定にあつては、当該規定(以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお努力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から

四 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

ハ 第八条中租税特別措置法の目次の改正規

第八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の人」を「第九条の九」に改める部分に限る）、同法第四条の二第一項及び第四条の三第一項の改正規定、同法第八条の二第一項第二号の改正規定、同法第

八条の四第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第八条の五第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定

第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分を除く。）、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十二

番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（「第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項、第三項若しくは第四

（罰則に関する経過措置）

白三十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）に改める部分に限る。）に限る。）の規定について、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年五月二九日法律第三百三十二条抄）

（施行期日）

一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保險法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定（公布の日

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十七年九月九日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日

三 第六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置）

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この条において「旧番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の处分又は通知

その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してもされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の委員長（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）並びに、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十

その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してもされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（守秘義務に関する経過措置）

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用して届出その他の行為（以下「漏洩行為」という。）を行つた者は、漏洩行為の実行後は、漏洩行為の実行前に該当事務員が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則第一号第二号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）

第六条 附則第一号に掲げる規定の施行の際に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に従前の特定個人情報保護委員会の委員長（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）並びに、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等保有個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」といふ。）の取扱いに対する指導、助言等を統一かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一号第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する貯金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民的理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方にについて検討するものとする。

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項目第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項目第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定、公布の日（政令への委任）

（施行期日）
附 則（平成三十一年六月二七日法律第六
六号）抄

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定 公布の日
(処分、申請等に関する経過措置)
第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前¹のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し、報告届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則)に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二九日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

（施行期日）抄
附則（平成三十一年七月六日法律第七一
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第五十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（（平成十年法律第四十六号））の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定 公布の

(施行期日)抄
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から六まで 略

七 次に掲げる規定 令和二年四月一日

イ からハまで 略

二 第十条中国税通則法の目次の改正規定、同法第七十条第四項第三号の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定(「。」は「」を「。以下この条において同じ。」)は「。」(「。」の氏名)を「。以下この条において同じ。」の氏名)に、「名称」を「名称」次条及び第七十四条の十三の四第一項(振替機関の加入者情報の管理等)において同じ。「」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分に限る)及び同法第七章の二中同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第百九条及び第一百三十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十一年法律第二十七号)第九条第三項の改

附 則（平成三一年三月一九日法律第三百四十九号抄）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条（地方税法第二十七条第二項の改正規定（「第五十条第六項」を削る部分を除く。）及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。）、第九条から第十六条まで、第十七条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三条第一号ニの改正規定に限る。）、第十八条、第十九条及び第二十一条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月一九日法律第四百四十九号抄）

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条の規定 公布の日

の十二の二第二項第七号の改正規定、同法第四十二条の一の二第一項から第三項までの改正規定（「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。）、同法第四項の改正規定（「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分及び「第二十九条の二第八項から第十二項まで」を「第二十九条の二第九項から第十三項まで」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の三第四項第二号の改正規定（「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改める部分を除く。）、同項第五号及び第六号の改正規定（「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第九項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二項の改正規定（「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十二

正規定（「所得税法」を「若しくは第七十四条の十三の三、所得税法」に改める部分に限る）及び同法別表第一の三十八の項の次に次のように加える改正規定に限る。」の規定

から十五まで 略

略

第六十一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「退職所得」を「退職所得等」に改める部分に限る）、同法第十条の五の二第二項の改正規定（「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の三第一項の改正規定（平成三十一年三月三十一日）を「平成十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第十条の五の四第二項第二号ロの改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二章第三節の節名の改正規定、同法第二十九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条

**第
二
条** この法律は、平成三十二年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)
第一百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第一百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

二から四まで 略
第五条中高齢者の医療の確保に関する法律
第一百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第一百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日
(同上)の適用を開始する(略)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条 中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法百十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条の二第一項の改正規定が規定する事項、第六条及び第一項の規定が規定する事項、

(施行期日) 号抄 附 則 (令和元年五月二二日法律第九九)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

「施」であるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）による同法附則第二条の認定」とする。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

六 第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三条第四項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定（第一号に掲

三 略
第五条の規定 年金生活者支援給付金の支
給に関する法律 (平成二十四年法律第二百二
号) の施行の日

四 及び五 略

見出しの改正規定（電子計算機処理等の受託者等）を「利用者証明検査者等」に改める部分に限る。及び同条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。）別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条、第七条から第九条まで、第六十八条及び第八十条の規定、公布の日

掲げる部分を除く。) 及び同法別表第五の正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。)を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第三十七条第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分(「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。)を除く。)を除く。)の改正規定、同法第五十七条の

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 附 則
号) 抄 (令和元年五月三一日法律第一六

十
第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第一号に掲げる部分を除く。）、同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第十八条及び第十九条の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十二条の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第七項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の二を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十二条の改正規定、同法別表第一の改正規定（第三十条の三十」の下に「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の

四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の四十四の十一)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。)並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条正規規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「第六号施行日」という。)の番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条 第六号に掲げる規定の施行の施行における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の四十四の十一)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。)並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条正規規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「第六号施行日」という。)

第九条 第二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置)

別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の四十四の十一)の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に、「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五)の下に、「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。)並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条正規規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「第六号施行日」という。)

第二条 この附則に規定する個人番号利用事務等実施者が番号利用法第十四条第一項の規定により通知カード所持者(第六号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)である本人(番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。)から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法(次項において「新番号利用法」という。)第十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第三条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第一条 (令和元年五月三一日法律第一七号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第二条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第三条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第四条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第五条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第六条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第七条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 第八条 (令和二年三月三一日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」と改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。」、同法第三十七条の十四の一(第十八条)項の改正規定及び同法第四十二条の三(第四項)の改正規定並びに同法第六十八条第一項から第三項まで、第百六十九条の規定(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第二百条の三(第一項)の改正規定、同法第二百条の十(第一項)の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日 (罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第二百条の三(第一項)の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和三年五月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二(第一項)の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十四条号の改正規定、第二十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

公布の日 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条並びに次条から附則第四条まで、第九条及び第十条の規定 公布の日
附 則（令和三年六月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する規定（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四第一項第一号）を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののは、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年三月三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日
 イ及びロ 略
 ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定
 （同条第一項第二号に係る部分を除く。）
 同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定

規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の次に一条を加える改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同法第四项の改正規定（「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。）同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定
附 則（令和四年四月二〇日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののは、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年三月三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日
 ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定
 （同条第一項第二号に係る部分を除く。）
 同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定

（附則（令和四年六月一五日法律第六六号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第六条までの規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに第二条の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定
 の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第十九条から第二十五条まで及び第二十七条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 略

（附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第二条前条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次条第二項において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）の本人の写真の表示については、なお従前の例による。

三 第三条前条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次条第二項において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）の本人の写真の表示については、なお従前の例による。

四 第二条の規定による改正後の番号利用法第十条の二第一項の申請をした者に係る住民票にカードの記載事項については、なお従前の例による。

五 第二条の規定による改正後の番号利用法第十条第三号に掲げる改正規定に限る。による改正後の住民基本台帳法（以下この項及び附則第五条第三項において「新住民基本台帳法」とい

う。）第七条第一号の二に掲げる事項が記載されていない場合（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者については、その申請をした者に係る戸籍の附票に新住民基本台帳法第十七条第二号の二に掲げる事項が記載されない場合）における当該申請に係る個人番号カードの記載事項については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年四月二四日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定（「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。）並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条规定、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項、第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十二条の二第一項、第八十五条第一項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定 公布の日

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八条 第一号施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後である場合には、前条中「別表第一の十五の項及び別表第二の九の項」とあるのは、「別表二十三の項」とする。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

別表 (第九条関係)		一 厚生 労働大臣	二 全国 健康保険 組合	二 全国 健康保険法による保険給付の支 給、保健事業若しくは福祉事業の 実施又は保険料等の徴収に関する 事務であつて主務省令で定めるもの
大臣 国土 交通	五の二 労働大臣	五 厚生	四 全国 健康 保険 協会	二の二 総務大臣 又は都道 府県知事
			三 厚生 労働大臣	恩給法(大正十二年法律第四十八 号。他の法律において準用する場 合を含む。)による年金である給 付又は一時金の支給に関する事務 であつて主務省令で定めるもの
				船員保險法(昭和十四年法律第七 十三号)第四条第一項の規定によ り厚生労働大臣が行うこととされ た船員保險に関する事務であつて 主務省令で定めるもの
				船員保險法による保険給付、障害 前払一時金若しくは遺族前払一時 金の支給、保健事業若しくは福祉 事業の実施若しくは保険料等の徴 収又は雇用保險法等の一部を改 する法律(平成十九年法律第三十 号。以下「平成十九年法律第三十 号」という。)附則第三十九条の 規定によりなお從前の例によるも のとされた平成十九年法律第三十 号第四条の規定による改正前の船 員保險法による保険給付の支給に 関する事務であつて主務省令で定 めるもの
				労働者災害補償保險法(昭和二十 二年法律第五十号)による保険給 付の支給又は社会復帰促進等事業 の実施に関する事務であつて主務 省令で定めるもの
				船員法(昭和二十二年法律第百 号)による衛生管理者適任証書又 は救命艇手適任証書の交付に関する もの

祉に関する事務を管理する所長（以下「都道府県等」という。）	十一 生労働大 臣	十一 厚生労 働大臣	十一 の二 厚生労 働大臣	十二 道府県 知事	十三 生労働大 臣	十四 都道府 県知事	十五 生労働大 臣	十六 生労働大 臣
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母体保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）による指定（同法第十五条第一項の指定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母体保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）による指定（同法第十五条第一項の指定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母体保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）による指定（同法第十五条第一項の指定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

府県の長	第三項の同意を得た市町村又は都道府	十九の五十四条の第三項の内士法第十九条の六	県知事	十九の五	十九の四	十九の三	十九の二	十八の都道府県知事	十七生労働大臣
									保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十 都道府県知事	二十一 市町村長	二十二 都道府県労働大臣	二十三 都道府県知事等	二十四 都道府県	二十五 都道府県交通大臣	二十六 国土大臣	二十七 国土大臣	二十八 都道府県交通大臣	二十九 都道府県国土大臣	三十 都道府県国土大臣	三十一 都道府県国土大臣	三十二 都道府県国土大臣	三十三 都道府県国土大臣	三十四 都道府県国土大臣	三十五 都道府県国土大臣	三十六 都道府県国土大臣	三十七 都道府県国土大臣	三十八 都道府県国土大臣	三十九 都道府県国土大臣	四十 都道府県国土大臣
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)による建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)によるクリーニング師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの											
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)による建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)によるクリーニング師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの											
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)による建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)によるクリーニング師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの											

である都道府県知事又は市町村長	大臣	厚生労働	五十三	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
式等の振替に関する事務	大臣	厚生労働	五十三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）による登録販売者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
式等の振替に関する事務	大臣	厚生労働	五十四	薬剤師法（昭和三十五年法律第二百二十三号）による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの
式等の振替に関する事務	大臣	厚生労働	五十五	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
式等の振替に関する事務	官税庁長	国税課長	五十七	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納稅の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帶税（国税通則法第二条第四号に規定する附帶税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徵収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
式等の振替に関する事務	官税庁長	国税課長	五十八	国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等の提供

二条第二項に規定する振替		機関	五十九地方公務員共済組合又は全員共済組合連合会	五十九地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	五十九地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
知事	六十五都道府県	六十四都道府県	六十三都道府県	六十厚生労働大臣	六十一市町村長
六十六都道府県	六十五都道府県	六十四都道府県	六十三都道府県	六十二厚生労働大臣	六十厚生労働大臣
大臣又は都道府県	大臣又は都道府県	大臣又は都道府県	大臣又は都道府県	大臣又は都道府県	大臣又は都道府県
省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

大臣	厚生労働	七十八	七十七の 三 厚生 労働大臣	七十七の 二 都道 府県知事	七十七の 一 会 士会連合	七十六の 二 厚生 労働大臣	七十六の 一 石炭 鉱業	七十五 員災害補 償基金	七十四 厚生労働	七十三 厚生労働
大臣	厚生労働	七十八	七十七の 三 厚生 労働大臣	七十七の 二 都道 府県知事	七十七の 一 会 士会連合	七十六の 二 厚生 労働大臣	七十六の 一 石炭 鉱業	七十五 員災害補 償基金	七十四 厚生労働	七十三 厚生労働

下 の 長	百五 の二	国土 交	通大臣	百六 確	百六 定給付企	業年金法 (平成十三 年法律第 五十号)	第二十九 条第一項 に規定す る事業主 等又は企 連合会	百七 定期拠出 金法(平 成十三年 法律第八 号)十八 号)第三 項第一 号に規定 する事業 主の主 金連合会	百八 民年金基 金	百九 生労働大 厚	臣
マソシヨンの管理の適正化の推進 に関する法律(平成十二年法律第 百四十九号)によるマソシヨン管 理士の登録に関する事務であつて 主務省令で定めるもの 確定給付企業年金法による年金で ある給付又は一時金の支給に関す る事務であつて主務省令で定める もの 主務省令で定めるもの 確定給付企業年金法による年金で ある給付又は一時金の支給に関す る事務であつて主務省令で定める もの 主務省令で定めるもの 確定拠出年金法による企業型記録 関連運営管理機関への通知、企業 型年金加入者等に関する原簿の記 録及び保存又は企業型年金の給付 若しくは脱退一時金の支給に関する 事務であつて主務省令で定める もの 確定拠出年金法による個人型年金 加入者等に関する原簿若しくは帳 簿の記録及び保存又は個人型年金 の給付若しくは脱退一時金の支給 に関する事務であつて主務省令で 定めるもの 厚生年金保険制度及び農林漁業團 体職員共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共済組合 法等を廃止する等の法律(平成十 三年法律第一百一号)附則第十六条 第三項の規定により厚生年金保険 の実施者たる政府が支給するもの のふれこみづつ合計の合計	マソシヨンの管理の適正化の推進 に関する法律(平成十二年法律第 百四十九号)によるマソシヨン管 理士の登録に関する事務であつて 主務省令で定めるもの 確定給付企業年金法による年金で ある給付又は一時金の支給に関す る事務であつて主務省令で定める もの 主務省令で定めるもの 確定給付企業年金法による年金で ある給付又は一時金の支給に関す る事務であつて主務省令で定める もの 主務省令で定めるもの 確定拠出年金法による企業型記録 関連運営管理機関への通知、企業 型年金加入者等に関する原簿の記 録及び保存又は企業型年金の給付 若しくは脱退一時金の支給に関する 事務であつて主務省令で定める もの 確定拠出年金法による個人型年金 加入者等に関する原簿若しくは帳 簿の記録及び保存又は個人型年金 の給付若しくは脱退一時金の支給 に関する事務であつて主務省令で 定めるもの 厚生年金保険制度及び農林漁業團 体職員共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共済組合 法等を廃止する等の法律(平成十 三年法律第一百一号)附則第十六条 第三項の規定により厚生年金保険 の実施者たる政府が支給するもの のふれこみづつ合計の合計										

百三十六 預金保 險機構	の長等 行実の公す條法に 行政施支的るに律關 機す給特規第す 關るを付定定十る
省令で定めるもの の提供に関する事務 に關する法律による通知又は情報 の利用による預貯金口座の管理等 の意思に基づく個人番号 預貯金者による預貯金口座の管理等 に關する法律による通知又は情報 の提供に関する事務 であつて主務	